電子帳簿等・スキャナ・電子取引に係るデータ保存

○ 「電子帳簿等保存制度」「スキャナ保存制度」「電子取引に係るデータ（電子取引データ）保存制度」は、納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、帳簿や国税関係書類の電磁的記録等による保存を可能とする制度。ただし、改ざんなど課税上問題となる行為を防止する観点から、保存方法等について、真実性・可視性の確保等に係る一定の要件を設けている。

- **電子帳簿等保存制度**

帳簿（仕訳帳等）及び国税関係書類（決算関係書類等）のうち、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているものについては、一定の 要件の下で、電磁的記録等による保存等が可能（平成10年度税制改正で創設）。

- **スキャナ保存制度**

決算関係書類を除く国税関係書類（取引の相手方から受領した領収書・請求書等）については、一定の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、当該書類の保存に代えることが可能（平成17年度税制改正で創設）。

- **電子取引に係るデータ保存制度**

所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、一定の要件の下、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録（電子取引データ）を保存しなければならない（平成10年度税制改正で創設）。

（電帳法上の区分のイメージ）

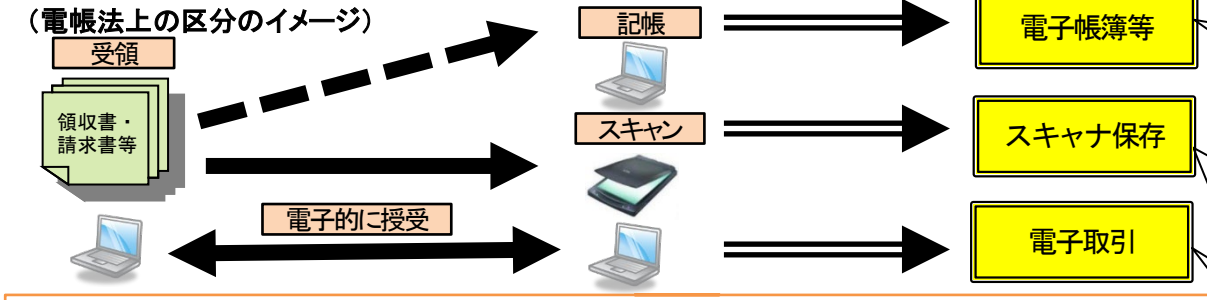

主な要件

○ 可視性の確保等（注1）
- 見読可能装置の備付け　・システム関係書類の備付け

○ 真実性の確保
- 入力期間の制限
- 一定水準以上の解像度及びカラー画像での読取り（一般書類は、グレースケール可）
- タイムスタンプ付与期間の制限
- ヴァージョン管理（訂正・削除履歴の確保）

○ 可視性の確保等
- 見読可能装置の備付け　・帳簿との相互関連性の確保
- システム関係書類の備付け　・検索機能の確保

○ 真実性の確保（いずれかの措置が必要）
- タイムスタンプ付与後に取引情報の授受を行う
- タイムスタンプ付与期間の制限
- 訂正・削除履歴の確保
- 事務処理規程を定め、規程に沿った運用を行う

○ 可視性の確保等
- 見読可能装置の備付け　・システム関係書類の備付け
- 検索機能の確保（注２）

平成28年度改正：**スキャナ保存制度の要件緩和**
（スマホ等による社外における読取りを認容等）

令和元年度改正（平成31年度改正）：**スキャナ保存制度の対象拡大**
（一定の要件の下、書類の種類ごとに１回に限り、過去の重要書類のスキャナ保存を可能化）

令和２年度改正：**電子取引に係るデータ保存制度の要件緩和**
（ユーザーが自由にデータを改変できないシステム等を利用している場合のタイムスタンプ不要化等）

令和３年度改正：**電子帳簿等保存制度及びスキャナ保存制度の承認制度の廃止**

電子帳簿等保存制度の見直し
（最低限の要件による電子保存の可能化、優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の創設）

スキャナ保存制度等の見直し
（紙の原本チェックを要する要件を不要化、タイムスタンプ付与期間の要件を緩和、検索機能の確保の要件を緩和、電磁的記録に係る重加算税の加重措置の整備）

電子取引に係るデータの出力書面等による保存措置の廃止（令和５年12月31日まで宥恕措置あり）

令和５年度改正：**電子帳簿等保存制度の見直し**
（優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の対象帳簿の合理化・明確化）

スキャナ保存制度の見直し
（入力者等に関する情報の確認要件及び解像度等に関する情報の保存要件を廃止、帳簿との相互関連性を確保する書類を重要書類に限定）

電子取引に係るデータ保存制度の見直し
（電子取引データの保存についての猶予措置の整備及び検索要件が不要となる対象者の拡充）

（注1）真実性の確保（訂正・削除履歴の確保）、帳簿間での記録事項の相互関連性の確保及び検索機能の確保の要件を充たしている電子帳簿については、信頼性の高い電子帳簿（優良な電子帳簿）として過少申告加算税の軽減措置を適用することができる場合がある。

（注2）保存義務者が売上高5,000万円以下の事業者である場合又は一定の整理がされた電子取引データの出力書面の提示若しくは提出の求めに応じることができるようにしている場合であって、質問検査権に基づく電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしているときには不要。